★前回の課題【ヘイトスピーチはなぜ沈黙効果を有するか】について

皆さんに考えていただくことが目的の課題でした。

マイノリティの立場に立って考えてみることのシミュレーションをしていただきたかったというのが出題の意図でした。

たとえば、以下のような要素が考えられると思います。

- ・客体がマイノリティ(少数派)であること 人格は多数決で決まるものでは決してないが、マイノリティであるがゆえに数の力に 負ける。反論しても勝負にならないことは目に見えている。
- 本当のことを言われている
 - 一般に、自分の欠点(たとえば外観のことなど)は十分理解していても、他人から指摘されると腹が立つのが人間である。朝鮮人であるという事実はわかっている(し、それが日本において差別的意味合いをもつことも知っている)が、他人からことさらに指摘されると心理的に動揺する。それが本当のことであるから否定できずショックが大きい。
- ・自分の力で変えられない属性が理由となっている だから議論のテーブルにのせる実益がないし、それを指摘されてもテーブルに乗せる 気持ちにもならない
- ・議論が成り立つには相互に最低限度のリスペクトがないといけないが、ヘイトは対象者 の人格を否定するものであってそれがない
- ★【以下、感想や質問について】(全部を取り上げることができなくてすみません)

「ヘイトスピーチを大々的に取り締まれないのは表現の自由を侵すからだと考えられているが、そうしたヘイトスピーチが、被差別者の沈黙効果を生み出す限り、被差別者の表現の自由(主に言論の自由)をも侵していると言えるのではないか。」

→これは仰るとおりです。憲法学においても、「人格を大事にしない者の人格は制限されてよいのだ」ということは実は真面目に議論されています。危害原理にあるような利益考量をするのではなく、「表現の自由」のテーブルにそもそもあげない(そのような価値がない)、という考え方です。アメリカの憲法学、ポルノ規制などで見られる論法です。

「自分もこの講義を受けるまでは在日韓国人・朝鮮人に対するイメージは悪いものばかりでした。しかもそのイメージは実際に自分が見たことも会ったことも人に対するイメージであったことに自分でも驚きを受けました。今回の講義をきっかけに、自分が潜在的に抱いている偏見をなくしていくために、多くの知識を得ることが必要だなと感じました。」 →同様の感想は多数いただきました。

僕は、大変にセンスの良い、正直な感想だと思います。と、いうのは、「おれは差別を

しない」という言い方は全く信用できないからです。在特会構成員やいわゆるネット右翼と呼ばれる人は、自分のやっていることが「差別でない」とか「私は差別をしない」とか、アメリカでは「I have black friends.」とかいうことをよく言います。信用なりません。

人間が人間を差別しかねないのは、残念ながら本当です。そのことは自覚して欲しい。 そして、その「差別」は知性と教養でもって克服できるものです。その克服が本講「偏見・差別・人権」のテーマです。

「京大生からアホを社会に出さない」ための講座なのです。

「偏った授業なのではないか」

→そう言われることはもちろんあります。しかしいつも思うのは、最近の学生(若者?)は、自分が中立でないと人から思われることに神経質になりすぎていると思います。中立って何なのでしょうか。考えるとよくわからなくなりますよ。0 と 120 しかない世の中では 60 が中立なのか?-30 が登場したら中立は変わるのか?そんなもの、周囲の条件によって全然変わってきます。あなたは、あなたの考え方や立ち位置を、周囲がどうかによって調整しようとしているのか?

客観的、という言葉もよくわかりません。「あなたの部屋の様子を客観的に教えてください」と言ったところで、時計、ベッドを取り上げるのか、床にこぼれているピーナツのかけらを取り上げるのか。辞書のあるページに折り目がついていることは取り上げるのか。何を取り上げるかについては必ず報告者の恣意が挟まります。このことは、ジャーナリズム論において必ず通るジレンマであります。

偏ったことはいけない、ということは言われるし、私も賛成するのですが、それは、「対立する考えにおいては、片方の言い分だけを聞いて判断してはいけない」という、その程度のことです。そして、両方の言い分を聞いたから、必ず真ん中の答えを出さなくてはいけないというルールもない。両方の言い分を聞いたからこそ、どちらかが正しいということがよくわかるかもしれない。

結論をいうと、

「片方の言い分だけ聞いてはいけない。できるだけいろんな立場の人の意見を聞く、その 上で悟性で判断する。それが大事なのであって、中立が大事なのではありません。」

本講では、できるだけ広く知識を持ってもらうため、みなさんが普段触れたことのないこと、文科省指導要領から漏れていることを重点的に紹介しスポットを当てています。他方、十分知られていること、平均的「日本人」が新聞などで得られる知識については、それをさらに本講で取り上げることはしていません。だから主に片方の言い分しか紹介しないこともあると思いますがそれは無駄を省くためです。

その意味では「偏って」いるかもしれません。それは、公平な知識を得ていただくため(不 十分であろうところに重点を置いている)ですのでご理解ください。

「工学部なのになんで弁護士になったんですか」

→人生どう進むかはわかりません。学者さんでも、最初に入った学部から一直線方向に走り続けている人はむしろ少数派ではないでしょうか。違った方向に行けとは言わないけれども、学部生の間においては、ぜひ見分は広めてください。

(参考文献)

- ・広く在日外国人について在日外国人 第三版 田中宏 岩波新書
- ・在日朝鮮人について 在日朝鮮人 水野直樹 文京洙 岩波新書
- ・在特会について

ネットと愛国 安田浩一 講談社 (文庫になっており安価です) 日本型排外主義 樋口直人 名古屋大学出版会

- ・京都朝鮮第一初級学校襲撃事件について ルポ京都朝鮮学校襲撃事件 中村一成 岩波書店
- ・朝鮮学校について

朝鮮学校への嫌がらせ裁判に対する意見書 板垣竜太(同志社大学) https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/15898/031001050005.pdf

- ・ヘイトスピーチ・ヘイトクライムについて ヘイト・スピーチとは何か 師岡康子 岩波新書 レイシズムを解剖する 高史明 勁草書房(統計のわかる人向き)
- ・法学部向け
 - ヘイト・スピーチの法的研究 法律文化社
 - ヘイト・スピーチ法研究序説 前田朗 三一書房
 - ★ヘイト・スピーチという危害 ジェレミー・ウォルドロン みすず書房 別冊法学セミナー 12・13 ヘイトスピーチとは何か ヘイトスピーチに立ち向かう 日本評論社

現代社会における 人権の問題

ヘイトスピーチを中心として②

2020.10.12 非常勤講師 弁護士 豊福誠二

1

人種差別撤廃条約1条(人種差別の定義)

• この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系 又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、 制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その 他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び 基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害す る目的又は効果を有するものをいう。

÷少数者の人権行使を妨げる<u>目的又は効果</u>を有する行為

狭義の「人種」に基づく差別に限らない(民族差別も含む)

ヘイト・スピーチとは?

(刺激の強い動画ですので、気分の悪くなった方は無理して最後まで見る必要はありません、音量を下げてください

3

学者の提唱した定義

ユダヤ人、黒人、被差別部落民などの少数者集団 に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別など を内容とする表現行為であって、しかも、ある少 数者集団の全体ないし一定部分を対象とするもの

ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)の定義

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

※適法居住要件は不要ではないかと議論があった

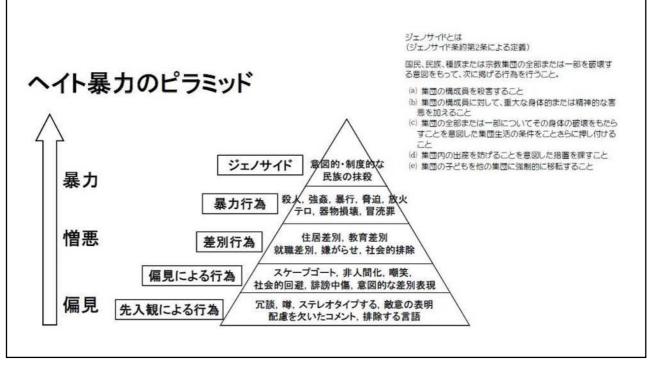
5

ヘイトスピーチの不可欠の要素

- 主体と客体の間に、歴史的な「支配・被支配」の関係が必要
- 自らの力ではどうにもならない「属性」を理由とした攻撃
- ある属性をもつ「集団」を対象⇔特定の「人」相手でないと現行法上処罰できない。

差別はなんでいけないの? という問いに答えるのは簡単とは いえないが、ヘイトスピーチはな ぜいけないの? という問いに答えるのは簡単。

7



ヘイトスピーチはなぜ禁止の必要がある のか?

ふたつの説明

- 憎悪のピラミッドの要素である(差別行為、暴力行為)
- 憎悪のピラミッドが成長するための条件である

いずれにせよ行き着く先はジェノサイドである

9

ここで我々が議論するヘイトスピーチに ついて整理

- われわれが禁圧せねばならない「ヘイトスピーチ」は、憎悪の ピラミッドの要素・条件
- = さまざまな困難を伴ってまでも禁圧する必要のあるものは何か、という実質的目的があるのであり、概念の遊びをしているのではない
- 支配被支配の関係がないものはここで議論するヘイトスピーチではない

(放っておいてもジェノサイドに発展することがないのだから、 今議論している「禁圧すべきなにものか」に含めてはいけない)

ヘイトスピーチの害悪

- タテの関係とヨコの関係で整理タテとヨコでは全然違うのだというところに留意
- タテ(ターゲットとの関係)継続する苦悩、自信喪失、逸脱感情、帰責の誤り「私たちはこの街に歓迎されていない」「生きていけない」沈黙効果

11

ヘイトスピーチの害悪

- ヨコ(対マジョリティ、対社会) 偏見を拡散=ステレオタイプ化、差別を当然のものとして社会 に蔓延させる
 - →差別構造を固定 ※いわゆる「ヘイト本」が売れる現象 差別に対する規範的障害を希薄化(例、ネット書き込み)
- →社会から信頼と連帯をなくし、放置すると究極にはジェノサイドにつながる

ヘイトを産み出すもの

- ①市民レベルと②国家レベルで整理
- ① 市民レベルの不安
- ② 国家・マスコミによる「上からのヘイト」?

13

(1)市民レベルの不安・不満

• 典型例は移民排斥(ヨーロッパ、アメリカ)

ところが、日本は独特。 在日の側になにか動きがあったわけではない。 2000年ごろから在日韓国朝鮮人がターゲットに

※在特会会員のほとんどが在日とさしたる交流をもたない

①市民レベルの不安・不満

インターネット社会の特性

明白なデマに対する自浄作用が働きにくい 例、デマが100万PV、諌める記事が8000PV

議論が成立しにくい SNS等で自分の欲しい情報だけに接する

・戦前の朝鮮人蔑視の残滓

15

を合わせて踊るのです。 ました。そうして、「やい、パンツ脱げ」と言いました。ふんどししめるには、パンツ どしが買えなかったのです。斉藤は、「やい、チョーセン、ふんどししめろ」とからみ なりました……。もう一人は、ニン・ジンジュンといって、動作の鈍い、ぽんやりした んか」と詰め寄りました。ニン君は、うつむいて答えませんでした。貧しい彼は、ふん したが、差別的に低所得で、中国人街に住んでいました。後に、彼は私の大の仲良しに を脱ぐ。それで、脱げ、という。ニン君は「いやだ」と初めて声を出しました。 こうにふんどしをしめないニン・ジンジュンに目をつけ、「やい、ニン、ふんどししめ かとった子でした。友達がなく、みんなから無視された存在でした。 「やい、脱げ」。それから斉藤は、彼の子分数人といっしょになって、ニン君の手足を めていました。いつも私につきまとっていじめるガキ大将で、斉藤というのが、いっ クラスに朝鮮の子が二人いました。一人は李明徳といって、父親が満鉄に勤めていま 午後の最初の時間は、「相撲体操」の練習で、みんなが教室で裸になってふんどしを

れ、それをしめて「一と一と、三と四と、……鍛えよ身体、磨けよ心……」なんて、「相撲体操」というのを出し物にするということで、私たちはみな、ふんどしを買わ

私たちはみな、ふんどしを買わさ

四年生の夏休みが終わって間もないころ、運動会の練習が始まりました。

の分際で日本人に刃向かうとは生意気な」と怒鳴りざまに、猛然たるピンタを浴びせ こしたかと思うと、いきなり、柔道の手を使って、空中にほうり出したのです。ニン君 きずり、はずみで転倒した少年の、驚愕して死人のようになったところをひきずり起 ところを見ました。彼はまっかになって斉藤になぐりかかりました。格闘になり、教室 きたのです。(中略) 私は、彼が、ケンカの理由を問いただすに違いないと思いこんで んでいました。倉内はさらに白っぽい性器を丸出しにされたままのニン君を教壇の脇 ました。非が斉藤にあるのは明白でした。 : 大騒ぎになりました。そこへ、担任の倉内良雄という中年の教師が戸をあけて入って だが、倉内は、ものも言わずに、まっ裸のままのニン君の腕をわしづかみにして引 この成りゆきには、斉藤たちさえ衝撃を受けたようでした。みんなが、凝然と立ちす 一口を半開きにして、眼もあけられなくなっているニン君を引き起こして、「朝鮮人 私たちに向かって立たせました。私は、ニン君が大粒の涙をあとからあとから溢 はね上がって、白い身体を無防備に開いて床に叩きつけられました。そして、倉内 チンポ、ニン・ジンジュンのチンボ。ニーンポニンポ」私はニン君が初めて怒る 抵抗するのも構わず、パンツを脱がせて、はやし立てました。「やーい、

17

②国家マスコミレベル(上からのヘイト)

させているのを、言いようもない、困ったような心もちで見ました。

中学生の質問箱 平凡社徐 京植 著 てどんな人

IJ

「赤木谷新聞」

加藤敦美 之平凡社所収

ょ

- 外国人に不利な措置を講じる、移民を犯罪視するような政策、 外国人への恐怖をあおるような報道、書籍 (視聴率を取れる、 訴訟リスクが低い)
 - →ヘイトスピーチ垂れ流しに「お墨付き」 在特会などの犯罪について警察の異様なまでの消極さ →過激な運動は安心して公然とヘイト・スピーチ
- 上からのヘイトの典型例 お上が主導すると止めようがない! ルワンダ1994年ツチ族に対するジェノサイド、関東大震災

これは上からのヘイトではないか?

・北朝鮮をめぐる報道

さて、違いはなんでしょう?

19



[読売新聞]

米がICBM発射実験...攻撃能力示し北に圧力

2017年04月27日 13時19分

26日、米カリフォルニア州のバンデンバーグ空軍基地で、発射実験が 行われた大陸間弾道ミサイル「ミニットマン3| (米空軍提供、AP)

【ワシントン=大木聖馬】米国内の戦略爆撃機や大陸間弾道ミサイル (ICBM) を管理・運用している米空軍地球規模攻撃軍団は26日、カリフォルニア州のバンデンバーグ空軍基地で同日、ICBM「ミニットマン3」の発射実験を行ったと発表した。

AP通信によると、ICBMの発射実験は2月初旬以来。北朝鮮が弾道ミサイル発射など挑発行為を繰り返す中、米国の弾道ミサイルによる攻撃能力を示し、北朝鮮に圧力をかける狙いがあるようだ。

実験はICBMの精密さや信頼性を確認するために行われた。ミサイルは26日午前(日本時間26日午後)に発射され、約6800キロ・メートル離れた太平洋のマーシャル諸島クエゼリン環礁付近に着弾した。

21

21

[産経BIZ]

韓国ミサイル、北全域を射程に「射程800キロ試射に「成功」

2017.4.6 21:12

【ソウル=桜井紀雄】韓国軍が最近、北朝鮮全域を射程圏内に収める射程800キロの新型弾道ミサイルの発射実験を行っていたことが6日、分かった。聯合ニュースが政府高官の話として報じた。実験は成功したといい、弾道ミサイル発射を続ける北朝鮮に対抗し、年内の実戦配備を目指す。

発射実験は中部、忠清南道(チュンチョンナムド)の泰安(テアン)にある試験場で行われ、韓民求(ハン・ミング)国防相が立ち会った。飛行距離を抑えて、標的への命中精度などを検証し、基準値を満たす結果が得られたという。

射程 8 0 0 キロなら韓国南部の浦項(ポハン)に配備しても、東倉里(トンチャンリ)のミサイル基地や豊渓里(プンゲリ)の核実験場を含む北朝鮮全域を優に射程に収めることができる。

米韓は2012年、300キロに制限してきた射程を800キロに延長することで合意。15年6月には、射程500キロの「玄武(ヒョンム)2B」の発射実験に成功していた。

[読売新聞] 2017年9月15日

韓国軍、日本海でミサイル訓練···対応能力 示す

23

23

2017年9月15日

[朝日新聞]

- •北朝鮮、ミサイルを発射 北海道から太平洋へ通過の模様
- ・」アラート配信、ミサイル発射3分後 12道県へ

2017年9月15日

[毎日新聞]

北朝鮮ミサイル 12道県に発射情報…政府のJアラート

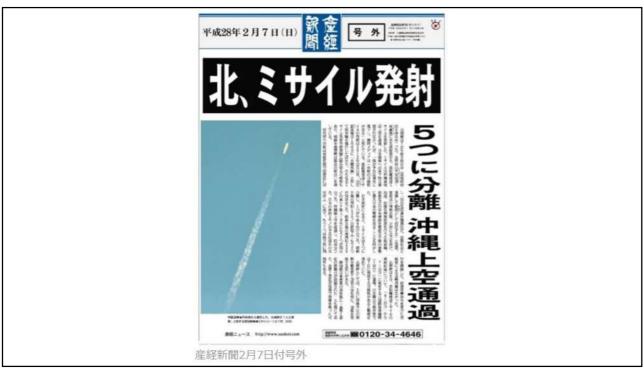
[読売新聞]

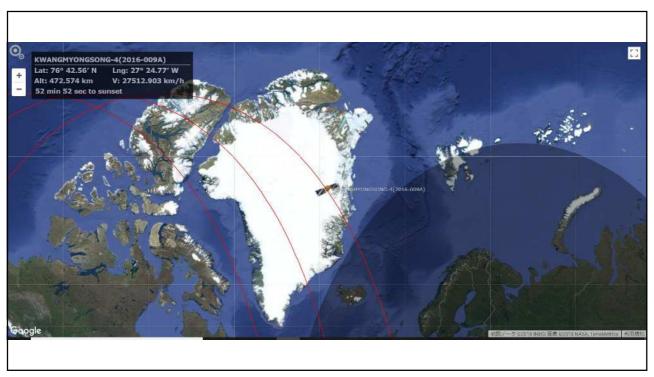
発射したのは「中距離」…米太平洋軍が初期分析

[NHK]

北朝鮮ミサイル発射 JR在来線一時運転見合わせも再開

25







DPRK側の主張は以 下のとおり

- 核を配備するのはアメリカと軍事的に同等のステージに立つためである
- DPRK直近で毎年行 われる米韓合同軍事 演習を止めよ。そう すれば核実験はやめ る。



29

北朝鮮、非核化の見返りとして5つの案 を米国に提示した(ハンギョレ新聞)

首脳会談の実務接触で要求

- •1. 韓国における米国の核戦略資産の撤退
- 2. 韓米戦略資産演習の中止
- •3. 通常核兵器による攻撃の放棄
- 4. 平和協定の締結
- •5. 朝米国交正常化 在韓米軍の撤退は主張せず

(2018.4.13)

現在の米朝の言い分

核施設の廃絶と米軍の撤退というフレームについては合意

(北朝鮮側)

米軍の撤退や米韓演習の中止が段階的なのと合わせて、国内の 核施設の廃絶も段階的だ 同時履行であるべきだ

(米側)

北朝鮮国内の核施設即時全廃が先履行だ

31

日本のH2ロケットは?

• ミサイルに転用可能であるとの指摘

→しかし液体水素燃料だから、「そのまま」では弾道ミサイル に使えないと言われてきた。

2018.1.18 07;03 文字の大きさ 小 中 大 日 印刷

【イプシロンロケット】

イプシロン3号機の打ち上げ成功 JAXA、商業衛星を初投入









(1/2ページ)



民間の小型地球観測衛星を搭載し、打ち上げられた小型ロケット「イプシロン」3号機の 光跡=18日午前6時6分から5分間露光、 鹿児島県肝付町の内之浦宇宙空間観測所

小型ロケット「イプシロン」3号機が18 日午前6時6分11秒、宇宙航空研究開発機 構(JAXA)の内之浦宇宙空間観測所(鹿 児島県肝付町)で打ち上げられた。約50分 後、NECの地球観測衛星「アスナロ2」を 予定の軌道に投入し、打ち上げは成功した。

イプシロンは固体燃料を使う3段式ロケッ トで、3回連続の成功。政府の衛星などを打 ち上げてきた J A X A が民間の商業衛星を打 ち上げたのは初めて。

打ち上げ費用は45億円で、大型機H2Aの半額以下。イプシロンは小型衛星を低コ

33



防衛省技術研究本部より、開発時の03式中SAM改

朝日新聞デジタル 2018年04月15日 06時05分

米ミサイル攻撃105発 シリア化学兵器施設 3拠点に

トランプ米政権は13日、シリアでアサド政権が化学兵器を使用したと断定し、報復として米軍が英仏との共同作戦で化学兵器関連施設3拠点をミサイル攻撃し、破壊したと発表した。米国防総省は14日に会見を開き「全てのミサイルが目標に到達した」と強調。一方、アサド政権を支援するロシア軍に損害が出ないよう攻撃対象は慎重に選ばれたが、ロシアは強く反発しており、米ロの緊張が高まるのは避けられない。

35

高校無償化から朝鮮学校除外

• 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

第四条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれかーの私立高等学校等の課程)における就学について支給する。

高校無償化とは

- •公立高校の授業料を無償化すると共に、私立高校の生徒に対しては公立高校の授業料と同等の授業料支援(就学支援金)(無償になるわけではありません)
- 外国人学校も同様に対象

37

エスコーラ・パラレロ各種学校 伯人学校イーエーエス太田 各種学校インスチトゥト エドゥカシオ ナル ティー・エス レクレアソン インディア インターナショナル ス クール イン ジャパン 東京韓国学校中・高等部 東京国際フランス学園 東京中華学校 ブリティッシュ・スクール・イン・トウ キョウ昭和 東京横浜独逸学園 横浜中華学院 イザキニュートン学校 HIRO学園 エスコーラ ブラジレイラ プロ フェソール カワセ 伯人学校イーエーエス浜松 ムンド・デ・アレグリア学校 伯人学校イーエーエス豊田 伯人学校イーエーエス豊橋 伯人学校イーエーエス碧南 伯人学校イーエーエス鈴鹿

ニッケン学園 日本ラチーノ学院 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事 務所が所在する団体であるウェスタン・アソ シエーション・オブ・スクールズ・アンド・ カレッジズ(略称WASC) アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が 所在する団体であるアソシエーション・オ ブ・クリスチャン・スクールズ・インターナ ショナル (略称ACSI) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連 合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在 する団体であるカウンセル・オブ・インター ナショナル・スクールズ (略称CIS) スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所 在する団体であるスイス民法典に基づく財団 法人である国際バカロレア事務局(略称 IBO) 北海道インターナショナルスクール 東北インターナショナルスクール つくばインターナショナルスクール アメリカン・スクール・イン・ジャパン クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン

ケイ・インターナショナル スクール 東京 聖心インターナショナルスクール 清泉インターナショナル学園 セント・メリーズ・インターナショナル・ス クール サンモール インターナショナル スクール ホライゾンジャパンインターナショナルスクー 横浜インターナショナルスクール 名古屋国際学校 京都インターナショナルユニバーシティー 同志社国際学院国際部 関西学院大阪インターナショナルスクール コリア国際学園 カネディアン・アカデミイ マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・ スクール 広島インターナショナルスクール 福岡インターナショナル・スクール 沖縄クリスチャンスクールインターナショナル コリア国際学園

39

経緯

- 法律が施行される
- 申請のあった学校(外国人学校含む)は全て合格
- 例外は朝鮮学校。入念な調査。
- ・朝鮮学校のみ第三者の専門家委員会を設置。会議の「問題ない」との結論を下村文科相は無視
- 結果、全国の朝鮮学校は一校も合格せず
- 朝鮮学校のみ適用除外した後に、立法で、適用の根拠規定を削除→朝鮮学校が将来無償化制度の適用を受ける道は閉ざされた

という事件。

古いレイシズムと新しいレイシズム

古いレイシズム 黒人は劣っているから隔離すべきだ

新しいレイシズム

我々は差別なんかしていない。黒人と白人の社会的な差は差別ではなく単に努力不足でさぼっているだけだ。それにも関わらず黒人は差別がないのに「差別だ」といって本来得るべき以上の特権を得ている。

41

在特会を産み出したもの

- ・3つの源流 既成右翼の一部 歴史修正主義的右派市民運動 ネット右翼の一部
- インターネットという動員手法
- 「在日特権」フレームに共感 ネット経由の「問題」発見

「朝鮮進駐軍」をご存知ですか?





今の前的できたなって有限の作人を整かるご本様に 実践美国を目標部人を図す機能はなり、様本部。 と思いっておいるとなるとは、

前部組織不部を智能する死就を終わする在日期終人会議所。

3万人もの制御連駐軍は戦後の遊乱を判用し、旧日本軍から盗んだ飲や日本刀で武装し、軍服を着込み全国で組織 化を行いました。「在日朝鮮入港服都本書」(上等集)は彼の「在日本新鮮人連盟」で、更にこれが「在日本大韓民国 民団」と「在日本朝鮮人起聯合会」に分かれ、これが現在の「民団」と「朝鮮総連」となります。

当時の日本は、戦場に男が駆り出され男手不足であったり、都市部でも顕常や空域による被害で人手が足りない状況が長く続いており、警察も反認の使用が認められないという。現故終有の傾倒が有りました。 目の前で白星堂 々 日本人場女子が最子を受け続けを求めていても、彼で重要する優には実験するものより事務かたんのです。 「おれ遠は機関駆反だ! 脱戦国の日本人が何を言うか! レハ突き回され、暴行され展写の重傷を負った警官も数 冬分られ乳上へ 戦後に観撃が退かの空白とが背景には、この様々、犯罪に対する抑止力の空白とが背景に有りました。 戦後に観撃人犯罪が増加の一速を辿った背景には、この様々、犯罪に対する抑止力の空白とが背景に有りました。

助事・语述・密売・土地の強事等にも組織的に関与しており、一般の露天点からの強事や思作物・家畜の強奪(利根 川水系の中の強奪などが移名)等、さまざまな方法で集められた最品が朝鮮人によって元賞され、その彼パチンコや、 サラ金、風俗などと・の貴を重化して開きれていまれた。

「生田警察福祉等本件」「長崎県警察本部領等本件」「旧田官信職等本件」」「服神教育本件」など様々な公園本件 を日本会地で記こし、とととうCHO のマッカーサー最高同令官は、前鮮人本は栽培園民に本す、第三国人なり。」と 表表し、東古田日本の警報と合同機能に成りました。

その後、余りに危険な「在日朝鮮人連盟総本部」は解散させられるのですが、その後「総連」と「民間」に姿を変え、今なお組織ぐるみで、類不限な「在日特権」を要求し続けているのです。

43

1945 年(昭和 20 年)以後に、現在特別永住権を持つ在日一世(朝鮮・韓国人)、もしくは現在日本に帰化または、半島に帰国した朝鮮人によって作られた犯罪組織を指します。 終戦後彼らは、日本各地で婦女暴行・窃盗・暴行・殺人・略奪・警察署や公的機関への襲撃・土地建物の不法占拠・鉄道や飲食店での不法行為など様々な犯罪を引き起こしました。 自称「戦勝国民」であると主張し、自らを「朝鮮進駐軍」と名乗り、各地で徒党を組んで暴れ、凶悪事件を起こしました。 GHQ(連合国総司令部) の資料にあるだけでも最低 4 千人の日本人市民が、朝鮮進駐軍の犠牲となり殺害されたとされています。



今の朝鮮総連となる「在日朝鮮人連盟中央総本部」 武装集団在日朝鮮人集団「朝鮮進駐軍」総本部。 今国名地できなしたな日朝鮮人「朝鮮進駐軍」と

朝鮮総連本部を警備する短錠を所持する在日朝鮮人警備隊。

全国各地で武装した在日朝鮮人「朝鮮進駐軍」と 名乗る集団の総本部でもある。

3万人もの朝鮮進駐軍は戦後の混乱を利用し、旧日本軍から盗んだ銃や日本刀で武装し、軍服を着込み全国で組織化を行いました。「在日朝鮮人連盟総本部」(上写真)は後の「在日本朝鮮人連盟」で、更にこれが「在日本大韓民国民団」と「在日本朝鮮人総聯合会」に分かれ、これが現在の「民団」と「朝鮮総連」となります。

当時の日本は、戦場に男が駆り出され男手不足であったり、都市部でも疎開や空爆による被害で人手が足りない状況が長く続いており、警察も武器の使用が認められないという、戦後特有の制限が有りました。 目の前で白昼堂々、日本人婦女子が暴行を受け助けを求めていても、銃で武装する彼らには警察すらも成す術が無かったのです。「おれ達は戦勝国民だ! 敗戦国の日本人が何を言うか!」と小突き回され、暴行され瀕死の重傷を負った警官も数多くおられました。

戦後に朝鮮人犯罪が増加の一途を辿った背景には、この様な、犯罪に対する抑止力の空白化が背景に有りました。

略奪・窃盗・密売・土地の強奪等にも組織的に関与しており、一般の露天商からの強奪や農作物・家畜の強奪(利根川水系の牛の強奪などが有名)等、さまざまな方法で集められた商品が朝鮮人によって売買され、その後パチンコや、サラ金、風俗行などへの資金源として利用されていきました。

「生田警察署襲撃事件」「長崎県警察本部襲撃事件」「「首相官邸襲撃事件」」「阪神教育事件」など様々な凶悪事件を日本各地で起こし、とうとう GHQ のマッカーサー最高司令官は、「朝鮮人等は戦勝国民に非ず、第三国人なり。」と発表し、軍を出し日本の警察と合同で鎮圧に当たりました。

その後、余りに危険な「在日朝鮮人連盟総本部」は解散させられるのですが、その後「総連」と「民団」に姿を変え、今なお組織ぐるみで、理不順な「在日特権」を要求し続けているのです。

45







47

ヘイトスピーチの法的規制

対象が抽象的なヘイト・スピーチは民事になじみにくい (誰が原告になる? 損害は誰に発生する?)

→刑事規制のほうがより本来ふさわしいはずではある。

→ところが、現行刑法の「名誉毀損罪」「侮辱罪」ともに、対 象は特定できる「人」であることを要求しており、

「朝鮮人」「韓国人」「被差別部落民」等へのヘイトスピーチは、処 罰の対象から外れる。

: 名誉毀損、侮辱の保護法益は「人の外部的名誉」 ここに「人」 といえるためには特定されている必要がある、とされている。

刑法の原則「罪刑法定主義」

- •何が犯罪となりどのような刑罰があたえられるかは、事前に法律で明確に定めておかなければならない(憲法31条)
- : なにが良いのか悪いのかがよくわからない国家 (為政者の胸一つ) は恐ろしいから。 = 自由主義国家の必須の条件

49

ヘイト規制は表現の自由に対する内容規制になってしまう

• 表現の「内容規制」は、投票函と民主制の過程に直接介入するものであって原則として禁忌されるべきもの

※内容と関係のない「時・所・方法」に関する規制は比較的容易に認められる(深夜の音量規制

・しかし、ヘイトスピーチは、少数派の「人間の尊厳」そのものを攻撃するものであり、規制の「必要性」じたいに大きな異論はない。 ※立法には必要性(立法事実)と許容性(合憲性)の両方が必要

人種差別撤廃条約4条(a)(b)を日本は留保

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別(形態のいかんを問わない。)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

- (a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。
- (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

51

日本が留保する規定

- 4条(a) 差別せん動、暴力行為を犯罪とする
- 4条(b) 差別団体規制

政府は、「4条(a)(b)留保」を、消極論の根拠によく持ち出す

留保とは?

(原文)

日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条の(a)及び(b)の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。

→憲法が条約より上位にある以上、あたりまえのことである。 = この留保はあってもなくても一緒

53

国連からの繰り返される勧告

- 人種差別撤廃委員会、自由権委員会は、日本に繰り返し立法等の勧告を行っている。
- •→これに対する日本政府の対応は、長年の間、「日本に差別は ない」「既存の法律で十分対応可能」
- •国は重い腰を上げ、ヘイトスピーチ解消法を制定 中身はまだない「赤ちゃん」の法律

ヘイト・クライム規制法の類型

- ア 差別思想の流布・扇動の禁止
- イ 人種差別的動機による暴力行為、人種差別発言を伴う暴力行為の加重処罰
- ウ 民衆扇動罪(アウシュビッツの嘘)
- 工 人種差別団体規制
- オ ヘイト・クライム統計法

55

図表14 本章で紹介した諸国 チェコ、リヒテンシュタイン、マケドニア、ベルギー、イタリア、 モルドヴァ、オーストリア、スイス、ロシア、スウェーデン、ドイツ、 ブルガリア、クロアチア、フィンランド、モンテネグロ、ギリシア、 ポーランド、スロヴァキア、アイスランド、モナコ、オランダ、 ヨーロッパ ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、デンマーク、エストニア、フランス、 ルーマニア、アイルランド、リトアニア、ノルウェー、セルビア、 スペイン、アルバニア、ウクライナ、イギリス、ボルトガル、 コンゴ民主共和国、モザンビーク、ナミビア、トーゴ、チュニジア、 チャド、エチオピア、カメルーン、モロッコ、ルワンダ、ケニア、 アフリカ セネガル、アルジェリア、モーリシャス、ブルキナファソ インド、イスラエル、インドネシア、キルギス、ニュージー ランド、韓国、フィジー、パキスタン、トルコ、アゼルバイジャン、 アルメニア、中国、フィリピン、アラブ首長国連邦、カンボジア、 アジア・太平洋 カザフスタン、オーストラリア、イエメン、グルジア、モルディヴ、 クウェート、ヴェトナム、ヨルダン、トルクメニスタン、ラオス、カター ル、タイ、タジキスタン アンティグア・バーブーダ、カナダ、コスタリカ、ドミニカ共和国、 ニカラグア、アメリカ合州国、エクアドル、スリナム、チリ、コ アメリカ州 ロンビア、ベルー、グアテマラ、バナマ、アルゼンチン、エル サルバドル、ポリビア、キューバ、ウルグアイ、パラグアイ、 メキシコ、ジャマイカ、ヴェネズエラ

規制消極論の論拠

- 表現内容に対しては対抗言論で対処すべき (思想の自由市場)
- ←内容が正しいかどうかを決めるのではない。言葉のナイフを 振り回すのをやめろと言っているのだ。
 - ←現にちっとも収まっていないではないか
 - ←思想の自由市場なんて誰もその存在を論証できていない
- ←経済の自由市場維持のためには、市場に対して政府が適切な 介入をすべきであることに異論を挟む者はいない。どうして思想 の自由市場に政府が介入することのみ一切忌避するのか。

57

消極論の根拠

- ヘイトスピーチの定義が困難
- ←内容規制である以上当然。では名誉毀損やわいせつの定義は どうか。どうしてヘイトだけことさらに取り上げるのか。
- 濫用のおそれ
- ←国連は第三者機関のフレームを用意している。濫用のない運用もある(ドイツ)

(参考) 公然わいせつ罪

第百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

判例の表現

「徒に<u>性欲</u>を<u>興奮</u>又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的<u>羞恥</u>心を害し、善良な性的道義に反するもの」とされる(大判大正7年6月10日新聞1443号22頁、最判昭和26年5月10日刑集5巻6号1026頁)

59

健全な国家のために

- ヘイトスピーチを放置しておいたらどのようになるのかの思考 実験(ジェレミー・ウォルドロンなど)
- ヘイトスピーチの適切な処罰は、人権と対立するものではなく、 ともに人権を守り市民の生活の安全を確保するという目標のために相互補完の関係にあるという提言
 - ※ 現行法では「犬とユダヤ人お断り」は規制されない

ヘイトスピーチに対する歴史的経緯

ヨーロッパ型

- ナチス・ホロコーストの克服
- 人種差別の重視

国際連合設立の趣旨に親和的

アメリカ型

- ・公民権運動以降、運動を押さえ 込みたい南部の州政府に対して 司法が表現の自由を重視し、運 動の側に有利な判決を出して いってマイノリティの権利を獲 得していった歴史 表現の自由 の重視
- ※ ヘイト・スピーチ規制に、 連邦最高裁が違憲判決
- ただし、差別的動機に基づく犯罪への加重処罰はある

61

4類型に分ける考え方もある。

- ドイツ型 (人種差別との戦いを徹底)
- 国連人種差別撤廃委員会の考え方に忠実なグループ
- ・表現の自由絶対型 (アメリカ)
- 何もしない日本

日本の態度

- 人種差別撤廃条約4条(a)(b)留保
- •日本の憲法学はアメリカの判例分析を基礎としていてアメリカ型、戦前の反省は主に「表現の自由に対する抑圧」
- 政府や最高裁判所が基本的人権(表現の自由)を重視してきた歴史はほぼない(?)のに、ヘイト規制の文脈になると、とたんに表現の自由を持ち出している。
- リベラル派の法曹に警戒感
- →刑罰法規の制定は実現していない

63

アメリカ自由人権協会の有名な標語

• 私は君の意見には反対だ。しかし、君がそれを言う権利は死ん でも守る

国連の要請する人権擁護のフレーム

- 1. 国内人権機関(裁判所とは別に人権侵害からの救済と人権保障を推進するための国家機関)
- 2. 個人通報制度(人権条約に認められた権利を侵害された個人が、各人権条約の条約機関に直接訴え、国際的な場で自分自身が受けた人権侵害の救済を求めることができる制度)

これらを全く具備しない"先進国"は日本だけ

65



セクハラや性差別などの組織的規範を変えるためには4人に1人の意識を変えればよい



67

出典:米サイエンス紙 2018年7月8日

- Research Finds Tipping Point for Large-scale Social Change | Annenberg School for Communication
- https://www.asc.upenn.edu/news-events/news/research-finds-tipping-point-large-scale-social-change
- Experimental evidence for tipping points in social convention |
 Science
- http://science.sciencemag.org/content/360/6393/1116.editorsummary
- How Many People Does It Take to Start a Revolution?
- https://www.youtube.com/watch?time_continue=2&v=qhY2y_4

【課題】

ヘイトスピーチの及ぼす悪影響は、一般社会に対するものと、ヘイトス ピーチを投げかけられた当事者であるマイノリティに対するものとでは異 なると言われている。

①両者はどのように異なるのか簡単に説明しなさい。

②ヘイトスピーチに対する施策を講じるには、当事者であるマイノリティに及ぼされる悪影響を除去することが主要な目的であるべきだと言われている。そのような、単純多数決で解決できない立法(マイノリティの権利擁護)を実現するためには、どのようなことが大事だと思うか。あなたの考えを述べなさい。

400字程度以内で、10月14日(水) 18:00までにPandAの課題ページから提出しなさい。

(講義の感想も書いていただくと講師は大変ありがたいです。こちらは文字制限なし。ただし点数の評価の外ですが)